平成２５年（フ）第４２７号
岐阜県本巣市文殊64番地19
債務者　河村　宏美（旧姓堀場）
1　決定年月日時　平成26年２月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安重　洋介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年５月13日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年５月26日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第２１４６号
札幌市東区北33条東10丁目２番17号　ルミエール四季１－Ｄ号
債務者　東　　優子
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４４３号
札幌市豊平区月寒東１条15丁目８番25―104号
債務者　村山　康之
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４５０号
札幌市清田区北野２条２丁目23番15号　シャトーリヨン301号
債務者　佐藤　公樹
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４５１号
札幌市清田区北野２条２丁目23番15号　シャトーリヨン301号
債務者　佐藤　千鶴（旧姓清部）
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４６１号
北海道北広島市若葉町２丁目２番地　11―104
債務者　林　　貞勝
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４７５号
札幌市白石区菊水４条２丁目３番28―206号
債務者　山田美奈子
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２４８６号
北海道恵庭市黄金中央１丁目10番地５　フォンテーヌⅠ203号
債務者　西野　明子
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４５号
札幌市東区北50条東３丁目１番８号　松原マンション１号
債務者　林　　綾子
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１号
北海道稚内市緑５丁目30番６号
債務者　成田　美子
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
旭川地方裁判所稚内支部

平成２５年（フ）第２５９号
群馬県高崎市上佐野町786番地　市住10棟1018号
債務者　寺岡　雅代（旧姓林）
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１２号
群馬県高崎市足門町904番地１　メゾンラフォーレ102号
債務者　飯塚　知佳（旧姓村山）
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第４４４号
相模原市南区磯部1367番地３　ファミリーハウス103号
債務者　角金　明依
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第４５２号
神奈川県座間市新田宿193番地の４　Ｓファミール３号
債務者　永嶋　　純
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第５号
相模原市中央区相模原６丁目19番13号　西門第２寮Ｂ―15―１
債務者　中村　政紀
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第７号
神奈川県座間市相模が丘２丁目31番４号
債務者　菊地　郁子
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第９号
相模原市南区相南３丁目27番５―102号
債務者　山岡　裕二
1　決定年月日時　平成26年２月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月４日まで
横浜地方裁判所相模原支部